

東京都立八王子桑志高等学校 管理運営規程（平成28年度）

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等に定めるところに従い、東京都立八王子桑志高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて公務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて公務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室長の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、保健部、進路指導部、総務部を置く。

(1) 教務部

教務に関すること、及び研修に関することを所掌する。

(2) 生活指導部

生徒指導全般に係わることを所掌する。

(3) 保健部

学校保健に関すること、及び校内美化に関すること（含む環境健康衛生）を所掌する。

(4) 進路指導部

進路指導に関すること、及びキャリアデザイン教育に関することを所掌する。

(5) 総務部

庶務・渉外・広報に関すること、及び図書・視聴覚に関することを所掌する。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年を置く。

3 学科等

産業科を置く。ただしデザイン、クラフト、システム情報、ビジネス情報の4分野を置く。

4 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科（化学、物理、生物）、保健体育、芸術（美術、音楽）、外国語（英語）、家庭、産業（商業、工業）及び奉仕を置く。

(2) 国語、地理歴史及び公民、数学、理科（化学、物理、生物）、保健体育、外国語（英語）に教科主任を

置く。

5 企画調整会議

東京都立学校の管理運営に関する規則第12条の6により、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整を行う学校経営の中核機関である。

6 職員会議

東京都立学校の管理運営に関する規則第12条の7により、校長の職務を補助するための機関である。

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他、芸術（美術、音楽）、家庭、産業（商業、工業）に教科会を置く。

8 委員会

<東京都の定める必設置委員会>

(1) 入学者選抜委員会

入学選抜に伴う業務及び厳正な選定を行う。

(2) 教科書選定委員会

教科書の専門的な調査研究及びそれに基づく適正な選定を行う。

(3) 都立学校開放事業運営委員会

地域に開かれた学校づくりを促進し、都立学校の施設を広く都民の使用に供する事業を行う。

(4) 学校安全委員会

本委員会に関する事項は「防災安全委員会」にて所掌する。

(5) ホームページ管理運営委員会

本委員会に関する事項は「広報委員会」にて所掌する。

(6) 安全衛生委員会

学校教職員の労働安全を確保し、健康障害の防止に関することを所掌する。

(7) 防災安全委員会

学校防災体制及び学校安全体制の整備並びに生徒の安全確保及び学校の安全管理に関することを所掌する。また、防犯体制も整備し、学校の危機管理能力を高める。「学校安全委員会」「防災教育推進委員会」を兼務する。

(8) 学校保健委員会

生徒の健康の保持増進と安全を確保するため、関係者から意見を聴取するとともに、課題等を協議する。

(9) 食育推進チーム

食育年間計画等を協議し作成し、生徒の健康で安全な食育指導を推進する。

(10) 省エネ委員会

省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高め、もって二酸化炭素の排出を削減し省エネを推進する。本委員会に関する事項は「施設委員会」にて所掌する。

(11) 学カスタンダード推進委員会（学力向上推進委員会兼務）

学力向上に関する実態把握、指導計画作成、学力調査の実施等を含め学力向上推進を図る。

(12) 特別支援に関する委員会

特別支援に関する実態把握を行うとともに、課題等を協議する。

(13) 防災教育推進委員会

地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育を推進する。本委員会に関する事項は「防災安全委員会」にて所掌する。

(14) 学校いじめ対策委員会

いじめ防止に係る教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等を担う。校長、副校長、生活指導主任、各学年主任により構成する。

(15) 学校サポートチーム

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校の取組について助言、支援するチーム。本委員会に関する事項は「パートナーシップ協議会」にて所掌する。

(16) 食物アレルギー対応委員会

対象者の把握と食物・食材を扱う活動（家庭科、特別活動、行事等、校外学習、宿泊行事、部活動等）に係る対応を協議、決定する。副校長、養護教諭、学年担当により構成する。

<本校で必要として設置する委員会>

(17) 教科主任会（教科書選定委員会も兼務する。）

副校長、教務部（主任及び担当者複数可）、各教科主任、芸術・家庭の教科代表、各分野代表で構成す

る。

(18) 施設委員会 [施設整備計画などの調整と運営窓口] (省エネ委員会も兼務する。)

校長、副校長、経営企画室長、経営企画室施設担当者、分掌・分野・教科(体育施設関連)等の横断に配慮して適任者を校長が選任する。

(19) 広報委員会 [広報戦略全般に関する業務を所掌する。ホームページ管理運営委員会も兼ねる。]

校長、副校長、経営企画室長、総務部で構成する。

<総務部との関係>

広報活動の基本方針は広報委員会において協議する。広報委員会の方針にしたがって、総務部が中心となって日常の広報活動に関する業務を行う。学校見学会、学校説明会、中学校訪問、出前授業、塾訪問は広報委員会のメンバーにかかわらず全職員で対応する。

(20) コンピュータ委員会 [ネットワーク・情報設備及び機器の運用の基本方針と企画運営]

副校長、ネットワーク管理者(複数)、各分野情報担当者、経営企画室情報リーダー、及びICT教育推進に意欲ある適任者を校長が選任する。

(21) 奉仕・人間と社会委員会 [「奉仕」・「人間と社会」に関する企画運営、調整及び地域連携に関して協議し改善提案と運営を担う。]

副校長、教務部(複数)、保健部、各学年の担当で構成する。

(22) 図書館運営委員会

委託司書が推薦図書・校内リクエスト・書評等に基づき作成する選定案リストに基づき月1回図書選定について協議・決定する。その他図書館の運営に関する事項を担う。

副校長・総務部・司書教諭・校長の選任する2名・企画室2名で構成する。

9 パートナーシップ協議会(学校運営連絡協議会)

(1) 目的

学校運営や教育内容について、学校が保護者、地域関係者、有識者等の意向を的確に把握し反映するとともに、学校評価を行うなどして、学校経営の改善に資する。

(2) 構成員

内部委員と協議委員とで構成する。協議委員は校長が推薦し、都教委が委嘱する。

内部委員は校長、副校長、経営企画室長、各部主任及び学年主任、経営企画室課長代理とし、校長が選任する。

但し必要に応じて、都教育委員会より代表者が参画できるものとする。

(3) 開催

原則として、年3～6回程度開催する。

(4) 事務局

事務局は本校に置き、事務局長は、総務部主任が担当する。

(5) その他必要なことは校長が定める。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

1.1 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

1.2 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、経営企画室課長代理とする。

また校長は必要に応じて、学科主任等学校運営に不可欠と認めた者を選任し会を運営することができる。

3 パートナーシップ協議会委員(学校運営連絡協議会協議委員)の参加

校長が認めたときは、企画調整会議にパートナーシップ協議会委員(学校運営連絡協議会協議委員)を参

加させることができる。

- 4 開催
定例会は、原則として毎週1回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
副校長及び主幹教諭・主任が担当する。会議終了後、会議録（配付資料添付）を起案する。
- 8 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

- 1 目的
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
 - (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 パートナーシップ協議会委員（学校運営連絡協議会協議委員）の参加
校長が認めたときは、職員会議にパートナーシップ協議会委員（学校運営連絡協議会協議委員）を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は、原則として月2回開催し年間行事計画においてあらかじめ定めることとし、必要に応じ臨時に開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、必要な資料を添えて事前に副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。
- 9 守秘義務
職員会議において知り得た個人情報並びに企画調整会議及び職員会議で検討中の事項については、地方公務員法第34条の規定(秘密を守る義務)に基づき、みだりに情報を外部に漏洩しないこと。
- 10 その他
 - (1) 職員会議に欠席する場合、事前に教員は副校長へ、経営企画室職員は経営企画室長へ連絡しなければならない。また、欠席者は後日「職員会議録」の内容を確認し、確認印を押す。
 - (2) その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 教科会

- 1 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。

- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員、非常勤教員、実習助手とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT 関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

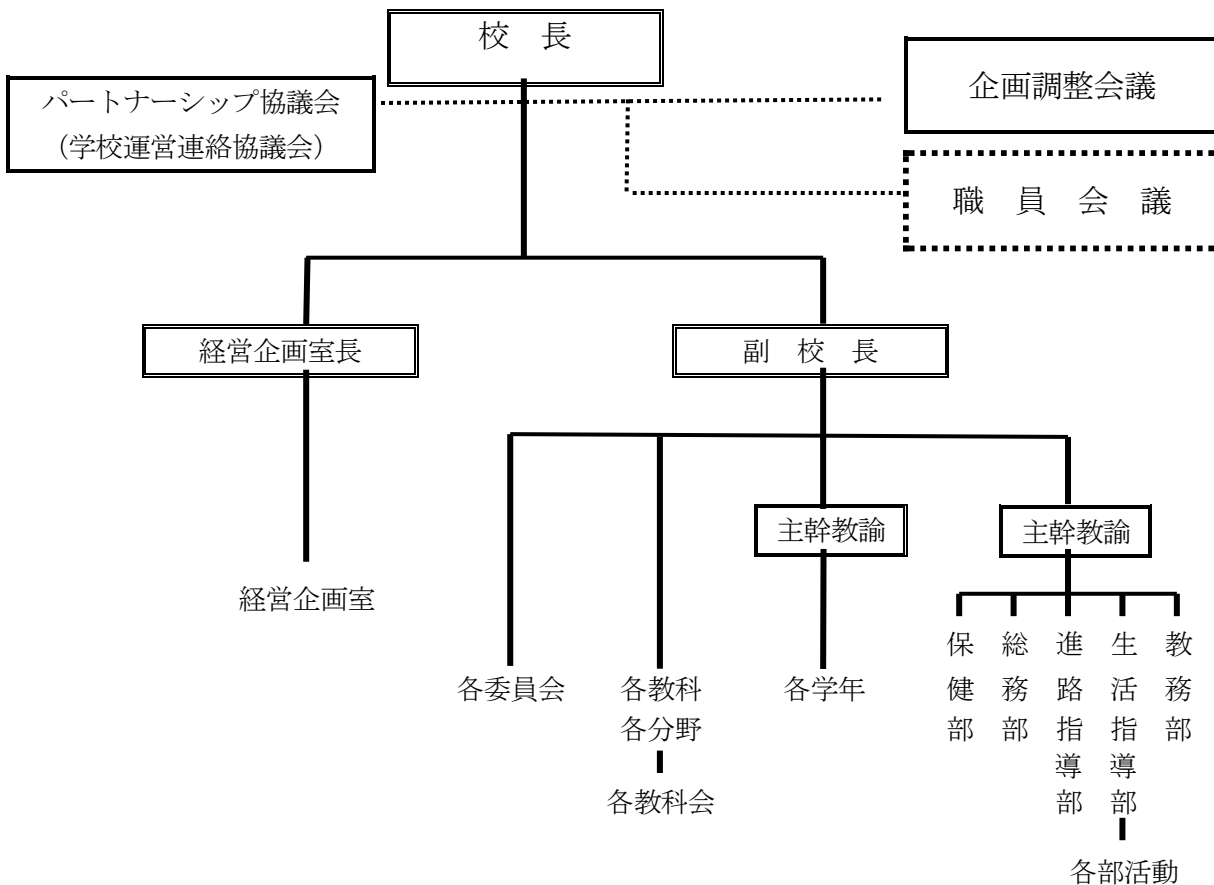
教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

本組織図においては、指揮命令系統は実線で示し、それ以外は点線としている。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ、効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規定は、平成18年10月18日から施工する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。